

東海市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第 3 0 号

東海市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

東海市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年東海市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「庶務課長」の次に「、予防課長及び警防課長」を加える。

第 3 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りでない。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1 回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。